

テレワークを活用した 在宅就労について

令和2年11月18日、19日

北九州市保健福祉局障害者就労支援室

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大に伴うテレワークの推進

- ▶ 感染拡大防止策として、在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用が求められた。
- ▶ これを契機に一気にテレワークが注目され、働き方改革の一つとしても、今後もさらに広がっていくことが予想される。
(国のデジタル庁の新設もさらなる推進のきっかけとなると予想される。)
- ▶ 障害のある方の働き方の選択肢の一つとしても注目されている。
参考：厚生労働省ホームページに掲載している事例集等
 - ・在宅就業障害者支援ハンドブック
 - ・都市部と地方をつなぐ障害者テレワーク事例集

在宅就労のメリット

- ▶ 支援や環境があれば、能力を発揮できる選択肢が増える
 - 能力のある方が様々な理由で、今まででは就労に繋がらなかつたが、新たな形で就労に結び付く事例が増えている。
- ▶ 外出が困難な方などにも在宅で就業が可能
 - これまで事業所でしかできなかった作業が普段慣れている自宅で就業できるため、移動することによる心身への不要なストレスを回避
- ▶ 障害福祉サービスのみならず、一般就労への可能性も広がる
 - 一般就労でも今後テレワークが広がりを見せる可能性が高いため、利用者のニーズに合わせてスキルの向上が図れる。

2

在宅就労の事例

【就労移行支援事業所・就労継続支援B型事業所】

- ・事業所の利用者を支援
- ・カレンダーのデザインなどの作業
- ・在宅での軽易な販売物の作成作業
- ・点訳作業
- ・パソコン基礎訓練、ビジネスマナー
- ・パソコン作業

市内の状況

- ・IT系のツールは様々開発されており、市内においても広がりを見せている。
- ・令和元年度：5事業所 → 令和2年度：20事業所以上

3

注 意 点

- ▶ IT機器は、あくまで在宅就労の支援ツールの一つ
 - 必ずしもIT機器を完備しないと在宅就労ができないわけではない。
一方で、IT機器を使用すれば、オンラインでの支援が可能となる。
- ▶ 労務管理は、スマートフォンや電話でも可能
 - 日報や睡眠時間などの健康管理なども
- ▶ 利用者の方の状態に併せた利用が大前提
 - 当然ながら、全ての方に適用できるわけではない。
安易な在宅就労は規則正しい生活のリズムを乱す可能性や
利用者の支援が手薄になることも考えられる。
- ▶ 国通知に基づく要件
 - 「平成27年9月4日付 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」
 - 1日2回の連絡、週1回は自宅への訪問、月1回の来所が必要
進捗状況の確認、日報作成、緊急時の対応、在宅時のフォローバック体制の確保

4

相談支援事業所としての役割

- ▶ 選択肢の一つとして、在宅就労（テレワーク）の可能性を探る
 - これまで就労が難しかった障害のある方にも、テレワーク等を活用した就労へのマッチングを検討する
- ▶ 一般就労を見据えた活用も視野に入る
 - 一般企業においてもテレワークが進む可能性が高いため、自宅でできる作業内容のレベルを把握する
- ▶ 利用者が在宅就労（テレワーク）に適しているかの判断が必要
 - 利用者のアセスメントをしっかりと行い、テレワーク等の在宅就労への適正を判断する。

5